

診療報酬改定に伴う院内掲示

2024年6月1日より、診療報酬改定に伴い以下の変更が適用されます。

・時間外対応加算

当院は、月・火・水・金曜の9:00～12:30、14:00～17:30、土曜の9:00～12:30を診療時間と定めています。厚生労働省の規定により、平日18:00以降・土曜日12:30以降は夜間早朝等加算が適用されます。

・外来感染対策向上加算

初診患者に対し、外来感染対策向上加算が適用されます。当院では、院内感染対策の研修会を年2回実施し、感染性疾患の患者様には一般診療患者様と導線を分けた診療スペースを提供しています。これにより、院内感染のリスクを最小限に抑える取り組みを行っています。

・発熱患者等 対応加算

発熱、咳・たんなどの呼吸器症状、下痢や腹痛など消化器症状、神経症状、皮膚症状など感染症を疑う疾患のある方に対しては、専用の診療スペースを設け、一般診療患者様と導線を分けることで感染拡大を防止しています。また、月1回、発熱患者等対応加算20点が適用されます。この加算は、感染防止対策を徹底し、発熱その他感染症を疑わせる症状の患者様に対する適切な診療体制を整えるためのものです。

・抗菌薬適正使用体制加算

抗菌薬の適正使用を促進するため、初診患者に対して月1回、抗菌薬適正使用体制加算が適用されます。当院では、抗菌薬使用の合同カンファレンスを実施し、使用状況の共有と適正使用を推進しています。

・医療情報・システム基盤整備体制充実加算

当院は、オンライン資格確認システムを導入し、マイナ保険証の利用を促進しています。これにより、他院で処方されている薬剤情報や特定健診の情報等を活用して診療を行い、患者様に質の高い医療を提供します。

・明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化を図るため、診療報酬算定項目が記載された明細書を発行しています。明細書には使用した薬剤名や行われた検査名が記載され、患者様への情報提供を充実させています。

・医療 DX 推進体制整備加算

最新のデジタル技術を活用し、以下の取り組みを行っています。

- ・ オンライン請求の導入
- ・ オンライン資格確認の実施
- ・ マイナ保険証の活用促進
- ・ 電子処方箋および電子カルテ情報共有サービスの導入予定 これにより、診療の効率化と患者様への迅速な対応が可能となります。

・一般名処方加算

後発医薬品の使用促進を図るため、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行います。これにより、薬剤の安定供給とコスト削減が図られ、患者様にとってもメリットが大きくなります。

・リフィル処方箋

当院では患者様の状態に応じて、28日以上の長期処方を行うことやリフィル処方箋を発行することが可能です。なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて医師が判断いたします。

・生活習慣病管理料（I）・（II）

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省は令和6年（2024年）6月1日に診療報酬を改定し、高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関してこれまで診療所で算定してきた『特定疾患管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するよう指示がありました。

本改定に伴い、令和6年（2024年）6月1日から厚労省の指針通り、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、『特定疾患管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料』へと移行します。

この度の改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回だけ署名（サイン）を頂く必要がありますのでご協力の程よろしくお願ひいたします。

2024年6月1日

がじゅまるクリニックつくば 院長